



潜術士

- ・潜術士とは、日本公的機関救助潜水士養成センターの指導者に与える称号名です。
- ・潜術士になるためには、潜水知識や技能が備わっていなければなりません。

*レジャーダイビングのインストラクター(指導員)の取得とは違います。

*安全管理責任は、潜術士本人が全て負うことになります。

潜術士になるためには、自己評価をまとめたエントリーシートを提出していただく必要があります。

*そのエントリーシート(原稿用紙)の評価において受講可否のご連絡をいたします。その評価内容は本人も含め公表は一切していません。

潜術士のカリキュラム

一次試験

口述(3日間)

*おおむね下記の内容にて課題が与えられます。

(潜水物理学・高気圧障害・気象・潜水機器の取り扱いと分解組み立て・潜水機器の使用目的・技能目的と危険・法改正後の減圧表の説明と実際の使用法)

*課題は、当日与えられます。

二次試験

実技(3日間)

軽装備潜水・重装備潜水

救助法・搜索法

*一次試験が合格され者のみに公表します。

潜術士になるためには、相応の責任がもてる者のみに与えられ称号であり、潜術士を取得したら何等かの正の対価が得られると思う者はエントリーをご遠慮ください。

自己責任が持てる高度な潜水知識及び技能を有した者であることが絶対条件である。

日本公的機関救助潜水士養成センターは、潜術士認定で利益を得ようとする教育機関ではありません。

潜術士の称号が与えられたら潜術士自身が潜水教育を開催できます。

教育内容は、潜術士自身が組み立てられその内容は、公的機関の潜水士に相応しい内容でなければならない。

レジャーダイビングの教育は、認定はできないが安全潜水としての妥協のない教育でなければならない。

日本公的機関救助潜水士養成センター